

25. 建設工事事故発生時の対応について

技 第 134 号 改 正
平 成 28 年 10 月 19 日
技 第 135 号 改 正
平 成 28 年 10 月 19 日

1. 事故報告処理について

(1) 事故報告の対象

県土マネジメント部発注工事の施工中、及び県土マネジメント部発注業務（測量業務、地質・土質調査業務、設計業務等）の実施中に発生した事故を報告の対象とする。

(2) 事故報告処理の流れ

事故が発生したとき、受注者及び監督職員は、**別紙1**に示す「事故処理の流れ」に基づき対応すること。
設計業務等においては、「監督職員」を「調査職員」に読み替えるものとする。

(3) 事故速報

事故が発生したとき、受注者は、直ちに監督職員に通報すること。
受注者は、事故（休業4日未満の負傷事故を含む。以下同じ。）が発生した場合、直ちに監督職員に通報するとともに、「事故速報」【様式1】により報告するものとする。

(4) 工事一時中止願

事故の状況により、工事を一時中止する必要がある場合には、受注者は直ちに、「工事打合簿」を表紙にして、「工事一時中止願」【様式2】を監督職員に2部提出すること。

(5) 事故報告書

受注者は、事故発生後速やかに、「工事打合簿」を表紙にして、「事故報告書」【様式3】と「事故報告書類①」を監督職員に2部提出すること。
また、労働基準監督署から使用停止等命令書、是正勧告書または指導票が交付された場合には、これに対する是正報告書が受理された段階で、工事打合簿を表紙として、「事故報告書」【様式3】と「事故報告書類②」を監督職員に2部提出すること。

(6) 工事再開承諾願

工事の再開にあたって、受注者は、「工事打合簿」を表紙にして、「工事再開承諾願」【様式4】と、事故の再発防止策の内容を盛り込んだ「変更施工計画書」を併せて、監督職員に2部提出すること。

2. 建設工事事務データベースシステム（以下、「SAS」という。）の登録について

(1) SASへ登録する対象事故

SASへ登録する対象事故については、次表のとおりとする。

なお、以下に示す事故については、事故定義に該当しないため、SASに登録する必要はないので留意すること。

- 休業日数が4日以上でない。
- 物損事故で公衆災害でない。
- 物損事故で第三者の死傷に繋がる可能性が高かった事故でない。
- 測量、調査など工事以外の業務に関連して起こったもの。

事故の分類	事故の定義
<p>労働災害 （工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故）</p>	<p>工事作業場内及びその隣接区域（以下、「工事区域」という。）において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>資機材・工事製品輸送作業（奈良県 県土マネジメント部「土木工事共通仕様書（案）」の総則「1-1-1-32交通安全管理 第2項」に規定された安全輸送上の計画に記載された作業）（以下、「輸送作業」という。）が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。</p> <p>※工事作業場：工事を施工するにあたって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等、工事のために、固定あるいは移動等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。</p> <p>※隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域</p>
<p>もらい事故 （第三者の行為が起因して、工事関係者が死傷した事故）</p>	<p>工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。</p>
<p>死傷公衆災害 （工事作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故）</p>	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上もしくはそれに相当する負傷をいう。</p>
<p>物損公衆災害 （工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）</p>	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあつて、第三者の死傷に繋がる可能性の高かった事故。</p>

(2) 提出書類の作成

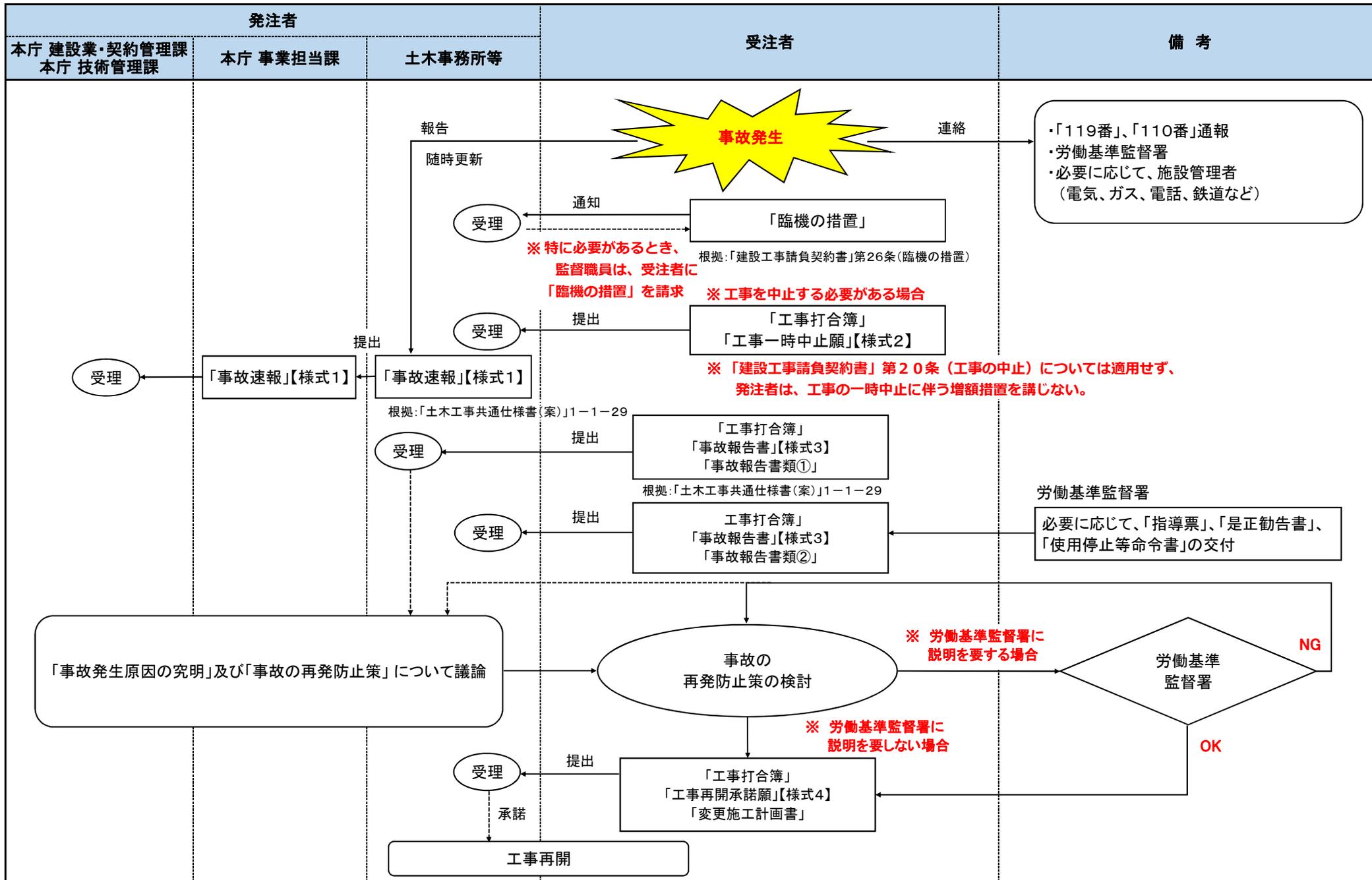
提出書類については、以下に示すとおりである。

その作成にあたっては、最新の「建設工事事故データベースシステム（SAS）のガイドライン」（国土交通省 SASホームページ）<http://sas.hrr.mlit.go.jp/>によることとする。

報告書	記入者	手順
事故発生 状況調書	発注者	<p>①事故を登録するための調書である。発生後速やかに発注者（監督職員）がインターネットを利用しSASのシステム管理者に送信する。送信により事故番号と事故パスワードが取得できる。 <u>※ ログインID及びパスワードについては、技術管理課土木検査係に確認すること。</u></p> <p>②事故の主要な項目を記載する。<u>事故発生より2週間以内を目途に入力するものとし、事故発生日から90日間は変更可能とする。</u></p>
発注者 事故報告書	発注者	<p>①発注者が、発注者サイトにログイン後、事故一覧表から事故番号と事故パスワードを用いて当該事故の記入サイトにログインして、事故の詳細を記入する。</p> <p>②事故発生日より遅くとも2ヶ月以内に入力を開始する。<u>監督職員が作成し、この内容を確認後、受注者事故報告書と併せて、事業担当課、建設業・契約管理課及び技術管理課へ1部ずつ提出すること。</u></p>
受注者 事故報告書	受注者	<p>①受注者が、事故番号と事故パスワードについて発注者より連絡を受けた後、インターネットからログインし、事故の詳細を記入する。</p> <p>②事故発生日より遅くとも2ヶ月以内に入力を開始する。<u>受注者が作成し、監督職員に提出すること。</u> <u>監督職員は、この内容を確認後、発注者事故報告書と併せて、事業担当課、建設業・契約管理課及び技術管理課へ1部ずつ提出すること。</u></p>

事故処理の流れ

※測量、調査など工事以外の業務についても、この事故処理に準じることとする。



事故速報（〇〇〇事務所）

- 1 事故発生日時 年 月 日（ ） 時頃
- 2 工事番号
- 3 工事（業務）名
- 4 路線（河川）名等
- 5 工期 年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
- 6 施工場所
- 7 工事概要

- 8 請負代金額 円

- 9 受注者（代表者）
- 10 現場代理人・技術者等
- 11 被災者について
 - ①被災者の所属 元請・下請 [次下請] 業者名：
 - ②被災者の氏名 性別 男・女 年齢 歳
 - ③被災者の症状

- 12 事故の概要
 - ①事故の経緯

 - ②事故の発生状況

 - ③事故の発生要因

- 13 報告者

【様式2】

工 事 一 時 中 止 願

年 月 日

(発注者)

事務所

総 括 監 督 員 殿

(受注者)

印

当社が受注した下記工事において、〇〇年〇〇月〇〇日に事故が発生しました。
関係先には多大なご迷惑をおかけしているところですが、事故原因の究明をはじめ、事故の再発防止策に万全を期すため、工事を一時中止させていただきたく、お願い申し上げます。

記

1 工事(業務)名	
2 工事番号	
3 工事場所	
4 路線(河川)名	
5 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
6 事故発生日時及び天候	年 月 日() 時 分 天候:
7 事故発生時の現場の 工事状況	
8 一時中止する工事の内容	

※ 測量、調査など工事以外の業務についても、この様式に準じることとする。

【様式3】

事故報告書

年 月 日

(発注者)

事務所
総括監督員 殿

(受注者)

印

土木工事共通仕様書第1編第1章第1節1-1-29(事故報告書)に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 工事(業務)名		
2 工事番号		
3 工事場所		
4 路線(河川)名		
5 受注者名		
6 請負金額	(円)	
7 工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
8 事故発生日時及び天候	年 月 日() 時 分 天候:	
9 事故発生場所		
10 被災(労働)者	[所属]	[元請下請種別]
	住所	
	氏名	
	生年月日(年齢)	年 月 日 (才)
11 傷病の状況		
12 傷病の経過		

13 事故発生状況	[作業場所]		
	[作業内容]		
	[被災状況等]		
14 事故原因	[物的原因]		
	[人的原因]		
	[管理的原因]		
15 事故発生時の現場管理状況			
	[現場代理人]		
	[主任技術者・監理技術者]		
	[就労者数]		
	[施設及び機械の状況]		
16 安全管理状況等			
	[作業前ミーティング状況]		
	[作業指揮者状況・監視人状況等]		
17 法令違反等の事実 [労働安全衛生法等]			
18 労働基準監督署の見解 [年月日]	<input type="checkbox"/> 使用停止命令	<input type="checkbox"/> 是正勧告書	<input type="checkbox"/> 指導票
[年月日]	<input type="checkbox"/> 是正報告書	<input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> 指導事項なし		
19 警察署の見解			
20 再発防止策 [災害原因に対する改善策]			
21 その他必要事項	災害発生時からの経過表		
22 添付書類	[位置図][見取図][写真]等		

【添付書類一覧表】

番号	名 称	内 容	備 考
1	事故状況説明図	位置図・平面図・断面図等、事故発生時の状況がわかるもの ※事故発生時の状況は図解等で具体的に記載	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 事故報告書類 ① </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 事故報告書類 ② </div>
2	事故現場の写真	現場の状況がわかるもの ※平面図等に撮影方向を記載	
3	安全管理体制図	安衛法で定める、店社、作業場の安全衛生管理体制 ※施工計画書に記載されたものの写しでも可	
4	下請届(写し)	※下請契約がある場合のみ	
5	施工体系図(写し)		
8	労働者死傷病報告(写し)	労働安全衛生規則第97条(様式第23号または様式第24号) ※労働災害の場合のみ。労働基準監督署の收受印があるものの写し	
9	医師の診断書等(写し)	全治日数等(見込みで可)がわかるもの	
10	工事打合せ簿(写し)、 指示書(写し)	事故に関する打合せ簿及び指示書 ※工事中止の指示書、再発防止策及び工事再開に係る打合せ簿等。	
11-1	使用停止等命令書(写し)	法違反があり、作業の全部又は一部の使用停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項を、労働局長又は基準監督署長が事業者に対し命令するもの	
	上記に対する報告書(写し)	使用停止等命令書を受けた事項に対する報告書	
11-2	是正勧告書(写し)	法違反の是正を求める場合に、労働基準監督官が事業者に対し交付するもの	
	上記に対する報告書(写し)	是正勧告を受けた事項に対する報告書	
11-3	指導票(写し)	法違反ではないが、改善を求める場合に、労働基準監督官が事業者に対し交付するもの	
	上記に対する報告書(写し)	指導を受けた事項に対する改善報告書	

事故報告書類
①

受注者が作成し、
「事故報告書類」として
発注者に提出

事故報告書類
②

【様式4】

工事再開承諾願

年 月 日

(発注者)

事務所

総括監督員 殿

(受注者)

印

当社が受注した下記工事において、〇〇年〇〇月〇〇日に事故が発生しました。

関係先には多大なご迷惑をおかけしているところですが、このたび工事再開に向けて事故原因の究明に基づく事故の再発防止策を取りまとめたところです

今後、事故の再発防止に万全を期しますので、工事の再開をさせていただきたく、お願い申し上げます。

記

1 工事(業務)名	
2 工事番号	
3 工事場所	
4 路線(河川)名	
5 工期	年 月 日 ~ 年 月 日
6 事故の再発防止策の概要	

※ 詳細については、別添の変更施工計画書により行います。

※ 測量、調査など工事以外の業務についても、この様式に準じることとする。